

監 査 報 告 書

令和8年6月16日

学校法人八戸工業大学

理 事 会 御中

評 議 員 会 御中

学校法人 八戸工業大学

監 事 田 島 幹 二

監 事 島 守 雅 之

監 事 田 村 礼 吉

私たちは、学校法人八戸工業大学の監事として、私立学校法第52条第1項及び寄附行為第28条第1項の規定に基づき、令和7年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）における学校法人の業務及び財産の状況並びに理事の業務執行の状況について監査を行いましたので、私立学校法第56条第1項及び寄附行為第28条第2項により、監査報告を作成し、理事会及び評議員会に提出するものである。

1 監査の方法及びその内容

私たちは、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法及び内容で監査を行いました。

- (1) 理事会、評議員会及び重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況を聴取し、重要な書類を閲覧し、必要に応じて説明を求め、業務及び財産の状況を調査しました。
- (2) 理事の職務の執行が法令及び寄附行為に適合することを確保するための体制
その他学校法人の業務の適正を確保するために必要な体制の整備について、理事及び職員等からその構築及び運用について報告を受け、必要に応じ説明を求め、その状況を調査しました。
- (3) 有限責任監査法人トーマツ（以下「監査法人」という。）から監査計画概要書に基づき、詳細な監査計画の説明を受けるとともに、監査法人が独立の立場を保持し、かつ、その職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (4) 上記1～3の方法と内容に基づき、当該会計年度にかかる事業報告及び計算書類等（計算書類（貸借対照表及び収支計算書をいう。以下同じ。）並びにこれらの附属明細書をいう。以下同じ。）及び財産目録を調査・確認しました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告書は、法令及び寄附行為に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の業務執行は適切であり、理事の職務の遂行に関する不正の行為又は法令並びに寄附行為に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部管理体制に関する理事会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部管理体制に関する事業報告及び理事の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類等及び財産目録の監査結果

監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以 上